

平成29年度

(2017)

事業計画書

高齢者福祉複合施設「月見ヶ丘」

軽費老人ホーム ケアハウス月見ヶ丘
特別養護老人ホーム ウィズ月見ヶ丘
特別養護老人ホーム ウィズ月見ヶ丘 ショートステイ
住宅型有料老人ホーム ムーンヒルズ
デイサービスセンター月見ヶ丘
ヘルパーステーション月見ヶ丘
萩の里介護支援センター

高齢者福祉複合施設「壱ノ町」

特別養護老人ホーム 壱ノ町
特別養護老人ホーム 壱ノ町 ショートステイ
デイサービスセンター壱ノ町
壱ノ町介護支援センター

塩竈市南部・東部地区地域包括支援センター



社会福祉法人 萩の里

平成29年度 事業計画

社会福祉法人 萩の里

1. 利用者等への基本的考え方

利用者、入居者及び地域への基本的考え方は、次の「三つの柱」を法人理念としている。

- (1) 一人ひとりの希望を大切にし、自分らしい生活を送れるよう支援します。
- (2) 相手の立場や気持ちを思いやり、心あるサービスに努めます。
- (3) 安心して心豊かな生活ができる、地域づくりに貢献します。

2. 事業概要

(1) 全体事業概要

法人全体として、次の事業所等を設置運営している。

開設時期		事業所名	
第一次	平成17年10月	軽費老人ホーム「ケアハウス月見ヶ丘」 デイサービスセンター月見ヶ丘 ヘルパーステーション月見ヶ丘	高齢者福祉複合施設 「月見ヶ丘」
	平成18年7月	萩の里介護支援センター	
第二次	平成20年8月	地域密着型小規模特別養護老人ホーム 「ウイズ月見ヶ丘」(ショートステイ併設) 住宅型有料老人ホーム「ムーンヒルズ」	
第三次	平成25年5月	特別養護老人ホーム壺ノ町(ショートステイ併設) デイサービスセンター壺ノ町 壺ノ町介護支援センター	高齢者福祉複合施設 「壺ノ町」
	平成27年4月	塩竈市南部・東部地区地域包括支援センター	地域包括支援センター

(2) 高齢者福祉複合施設「月見ヶ丘」事業概要

ケアハウス月見ヶ丘は軽費老人ホーム(ケアハウス)と(介護予防)特定施設入居者生活介護の指定を受け、自立及び介護度のついた方の入居者を受け入れ、安心して快適に生活していただける施設運営を行っている。

地域密着型小規模特別養護老人ホーム「ウイズ月見ヶ丘」では、地域の要介護者の入所施設としての役割を担うとともに、近隣地域の要支援者・要介護者が対象の空床利用型のショートステイを併設し、利用者の細かいニーズに対応できる運営を行っている。

住宅型有料老人ホーム「ムーンヒルズ」では、自立から要支援程度の方を対象とし、生活支援サービスを中心としたサービス提供を行っている。

デイサービスセンター月見ヶ丘では、施設の特徴を生かしながら老人福祉の充実を目指し、地域の利用者に親しまれ、利用者の立場に立った総合事業対象者及び（介護予防）通所介護サービスの提供に努めている。

ヘルパーステーション月見ヶ丘は、同一法人内住宅型有料老人ホームを中心とした在宅高齢者の支援を行っている。

萩の里介護支援センターでは、利用者が自身の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行っている。

なお、介護保険サービスの指定更新時期を迎える、ケアハウス月見ヶ丘、デイサービスセンター月見ヶ丘、ヘルパーステーション月見ヶ丘の施設・事業所については、順次指定更新を行うものとする。

(3) 高齢者福祉複合施設「壱ノ町」事業概要

特別養護老人ホーム壱ノ町は、広域型の特別養護老人ホームとしての要介護者の入所施設としての役割を担うとともに、近隣地域の要支援者・要介護者を対象としたショートステイを併設し、利用者の細かいニーズに対応できる運営を行っている。

デイサービスセンター壱ノ町では、地域の利用者に選んでいただけるような事業所を目指し、利用者の立場に立った（介護予防）通所介護サービスの提供に努めている。

壱ノ町介護支援センターでは、利用者が自身の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行っている。

(4) 塩竈市南部・東部地区地域包括支援センター

塩竈市の公募により選出を受け、同市との地域包括支援センター業務委託を締結し、包括的支援業務、指定介護予防支援に関する業務、その他の事業について運営を行っている。

3. 施設事業所運営計画概要

(1) ケアハウス月見ヶ丘 （定員 30 人）

軽費老人ホーム（ケアハウス）	H17.9.29 届出受理	
特定施設入居者生活介護	H17.9.30 指定	H23.9.30 指定更新
介護予防特定施設入居者生活介護	H18.4.1 指定	H24.4.1 指定更新
特定施設入居者生活介護短期利用（ショート）	H27.4.1 届出	

軽費老人ホーム（ケアハウス）とともに特定施設入居者生活介護の指定を受けていることから、在宅生活が困難または、不安を感じて生活している方々や、要支援・要介護状態の方に、住居・食事・見守り・相談・緊急時の対応・介護等を提供することにより、健康で安らぎのある生活をより長く継続できるよう、支援をしていく。

また、空き室対応による短期居室利用の実施を行っていくよう努める。

① 介護面においては、日々、入居者様の身体状況が重度化していく現状の中で身体的介護に比重をおく一方、精神面が不安定な方に対してもメンタルフォローに取り組んでいく。

② 看護面及び入居者健康管理の面においては、年1回の健康診断、年1回の歯科検診、要介護以上の入居者対象内科的定期通院付添（月1回）等、主治医との連携を密にし入居者の健康管理を図っていく。

夜間の緊急連絡等、夜間看護オンコール体制を実施し、介護職員との連携、必要に応じた施設へ出勤、緊急受診等により対応を行っていく。（医療機関連携加算）

③ 主な行事等の実施

毎日のフロア毎のレクリエーション実施。毎月の入居者誕生会、年間行事・活動計画の実施、外出行事、地域行事への参加支援等を行う。

【年間行事予定表】

1月	新年会	5月	料理・おやつ作り	9月	敬老会
2月	節分・お寿司夕食会	6月	買い物外出	10月	外出
3月	ひな祭り会	7月	夏祭り	11月	食事会
4月	お花見外出	8月	食事会	12月	クリスマス会

④ 施設内会議等の実施

ケアハウス会議（毎月月初）、リーダー会議、入居者担当者会議、ケース検討会、入居検討委員会、年1回以上家族等連絡会を開催する。

また、ご家族等へ情報を発信するため定期的（年4回）に「ケアハウスだより」を発行し、施設内の様子などを伝える。

⑤ 日常生活の援助

日用品等の買い物代行、訪問販売（コンビニ・乳飲料・パンなど）の受け入れにより利便性を図っていく。また、外部サービス利用時には他事業所と連携を図るなどの支援を行っていく。

⑥ レクリエーション活動

健康体操（原則：月～土曜日）、ボランティア活動（墨絵教室、絵手紙教室、書道教室、民謡教室、音楽活動等）等の実施を行う。

(2) ウィズ月見ヶ丘

(定員 29 人)

特別養護老人ホーム	H20.8.20 設置認可	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	H20.8.21 指定	H26.8.21 指定更新
短期入所生活介護	H20.8.15 指定	H26.8.15 指定更新
介護予防短期入所生活介護	H20.8.15 指定	H26.8.15 指定更新

高齢者の方が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護などの日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供する。

塩釜市地域密着型の指定を受けた事業であることから、塩釜市の住民で、原則要介護3以上の介護認定を受けた方が対象となる。空床型ショートステイの利用は、原則、塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の住民で、要支援・要介護認定を受けた方が対象となる。

- ① 介護面においては、介護の基本である三大介護（食事、排泄、入浴）を確実に、安全に実施することを心がけ職員全員で取り組む。

ユニットケアへの取り組み、介護理念「これまでも、これからも、自分らしい生活」を実践する。

- ② 看護面においては、入所者の状態の把握、その体調に応じた医療面でのケア、および嘱託医、各職種との連携により健康維持に留意する。

嘱託医、協力医療機関との連携、夜間看護連絡体制の強化を図る。

- ③ 痰の吸引及び胃ろうによる経管栄養の実施にあたっては、看護職員と介護職員が連携・協働して行う。当施設は宮城県に登録特定行為事業者（口腔内の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）として登録しており、その実施にあたっては、安全確保のための体制を整備する。

- ④ 嘱託医による週2回の往診。年1回の歯科検診及び年2回の口腔機能アセスメントの実施。さらに歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による月4回の口腔ケアを実施し、口腔機能の維持と誤嚥性肺炎予防に努める。また、理学療法士による専門的な機能訓練の指導により、入居者の身体機能の維持等に努める。

入所者の感染予防に努めるため、消毒や加湿に細心の注意を払うとともに尿路感染を予防するための清潔保持として、入浴のない日は1日2回陰部洗浄を行う。

- ⑤ 入所者様が日常生活を営むために必要な栄養状態を改善し、また、その減退を防止するため、管理栄養士による栄養ケア計画書を作成し栄養状態の維持、向上を図る。

多職種との協働により摂食嚥下に対しても取り組み、定期的に評価、見直しを行う。

- ⑥ ウィズ月見ヶ丘に長期入院者が発生した場合、空床利用につながるように居宅介護支援事業所と連携を密に図り、平均96%以上の稼働率を確保する。

- ⑦ 主な行事の実施

入所者誕生会、季節行事、外出行事等

【年間行事予定表】

1月	新年会	5月	端午の節句	9月	敬老会
2月	節分	6月	あやめ祭り	10月	芋煮会
3月	ひな祭り	7月	夏祭り	11月	紅葉狩り
4月	お花見	8月	七夕	12月	クリスマス会

⑧ 施設内会議等の実施

ユニット会議、ユニットリーダー会議、新規入所受入検討会、退院時受入カンファレンス、運営推進会議（2ヶ月毎）、入所検討委員会（3ヶ月毎）、サービス担当者会議、災害・火災避難訓練（2ヶ月毎）、夜間救急搬送訓練（2ヶ月毎）

(3) 住宅型有料老人ホーム「ムーンヒルズ」（定員 26室 27名）

住宅型有料老人ホーム	H20.12.28届出受理
------------	---------------

生活支援等のサービスが付いた高齢者向け居住施設として、高齢者のひとり暮らしや、ご夫婦の生活を支援する。

高齢者福祉複合施設としてのメリットを活かし、介護が必要になった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら有料老人ホームの居室での生活を継続することを可能としていく。

① 夜間巡回サービス（安否確認）の実施

② 看護師により週1回の個別健康相談の実施

③ 主な行事の実施

春の花見、紅葉等の外出行事、お寿司パーティー等

④ 施設内会議等の実施

ムーンヒルズ会議（毎月）、新規入所受入検討会（随時）、退院時受入カンファレンス（随時）、運営懇談会（年2回）

⑤ 受入入居者の重度化対応、入居率拡大等を図るため、1階特養併設ショートステイの有効活用も含め、多角的な事業展開を法人管理者会議において検討を進める。その際、初期投資、採算、人材確保等も含めた形で検討していく。

(4) デイサービスセンター月見ヶ丘 (定員 36 名)

通所介護	H17.9.30 指定	H23.9.30 指定更新
介護予防通所介護	H18.4.1 指定	H24.4.1 指定更新

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の在宅で総合事業対象者・要支援・要介護認定を受けている利用者に対し、通所形態で各種サービスを提供し、在宅生活継続のための支援、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上を図るとともにその家族の方々の介護負担を軽減する。原則は日曜日と年末年始以外の営業を行う。

① 介護面においては、家庭的な雰囲気づくりに配慮し、食事の配下膳、おやつ時のお好みのお茶類提供、洗濯物たたみ、裁縫・手芸等を取り入れる。

② 看護面及び利用者健康管理面においては、バイタル測定など身体状況の観察等を行い、異常の早期発見・早期対応が行えるように取り組んでいく。

また、口腔機能の維持・向上を図るため、口腔体操や口腔ケアを実施していく。さらに、機能訓練体制を強化するため機能訓練指導員等を配置し、希望者へは個別機能訓練等を実施していく。

③ 入浴時の個別対応等、プライバシーへの配慮に努める。

④ 吸引や胃瘻等の介護度の重い利用者を受け入れられる体制整備を図る。

⑤ 主な行事等の実施

毎月の利用者誕生会、ボランティア行事、全体行事の夏祭り（7月）

敬老会（9月）を行う。

【年間行事予定表】

1月	創作活動	5月	創作活動	9月	クッキング
2月	節分祭	6月	創作活動	10月	外出
3月	桃の節句	7月	七夕	11月	運動会
4月	お花見	8月	夏祭り	12月	クリスマス会

⑥ 事業所内会議等の実施

デイ会議（毎月初旬）、レクリエーション会議

(5) ヘルパーステーション月見ヶ丘

訪問介護	H17. 9. 30 指定	H23. 9. 30 指定更新
介護予防訪問介護	H18. 4. 1 指定	H24. 4. 1 指定更新

在宅で総合事業対象者・要支援・要介護の認定を受けている利用者に対し、訪問形態で身体介護や生活援助を提供する。利用者が自分らしい生活を継続できるよう、家族や地域との連携を図りながら支援していく。

- ① 同一法人内住宅型有料老人ホーム入居者の介護保険外サービス提供希望者には、より安心して生活していただけるよう希望に添ったサービスを最大限提供する。
- ② 事業所内の環境整備、研修体制を整備し、特定事業所加算の算定を行っていく。
- ③ 事業所内会議等の実施
ヘルパー会議（毎月）、サービス担当者会議

(6) 萩の里介護支援センター（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援	H18. 7. 14 指定	H24. 7. 15 指定更新
特定事業所(加算Ⅱ)	H23. 5. 1 届出	

居宅サービスの内容 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、
要介護認定等の申請代行、給付管理業務

日常生活を営むのに支障のある高齢者や、障害を持つ方のニーズにあわせ、居宅サービス計画を作成し、利用者が安心して生活ができるよう支援を行っていく。計画作成後も、関係者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況を把握していく。

また、介護保険や施設入所など全般的な相談窓口として地域に貢献していく。

- ① 24時間の連絡体制（夜間オンコール体制を含む）を図ると共に、特定事業所加算制度の対象事業所として、より質の高いケアマネジメント提供ができるよう取り組んでいく。
- ② 事業の運営にあたっては、関連市・町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護サービス事業所・施設、医療機関との連携を密にし、きめ細かく適切なサービスができるよう努めていく。
- ③ 事業所内会議の実施、内部外部会議・研修会への参加
 - ・支援センター会議（毎週月曜日）、法人内居宅介護支援センター合同会議
 - ・塩竈市（介護支援専門員研修会、介護保険サービス提供事業者連絡会）、七ヶ浜町ケアマネジャー連絡会、多賀城市ケアマネジャー連絡会議
 - ・宮城県介護支援専門員資質向上事業
（実務従事者基礎研修, 専門研修Ⅰ・Ⅱ, 更新研修、主任介護支援専門員更新研修）等

(7) 特別養護老人ホーム吉ノ町 (定員 長期 100 人、併設ショート 20 人)

特別養護老人ホーム	H25. 5. 9 設置認可	
短期入所生活介護	H26. 11. 1 指定	
介護予防短期入所生活介護	H26. 11. 1 指定	

高齢者の方が要介護状態になっても、できるだけ自宅に近い環境の中で、一人ひとりの個性や生活リズムに応じて暮らしていただけるように、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供する。

原則、要介護3以上の認定を受けた方が対象となる。10人を1単位としてユニットを作り、職員を固定配置し、馴染みの顔ぶれで共同生活を行っていただく。

併設ショートステイの利用範囲は原則、利府町、塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町の住民で、要介護、要支援認定を受けた方が対象となる。

ア ご利用者様本位のサービスの実践

- ① 介護面においては、介護の基本である三大介護（食事、排泄、入浴）を確実に、安全に実施する事を心がけ職員全員で取り組む。

入所者様一人ひとりへ個別ケアを行う体制を整え、ユニットケアを実施する。介護理念の「これまでも、これからも、自分らしい生活」を実践する。

- ② 介護保険法の趣旨に従い、入所者様の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した生活を営む事ができるよう、多職種協働による個別サービス計画(ケアプラン)を作成し、計画に沿ったサービスを提供するとともに、サービス担当者会議にはできるだけご家族が参加できるよう配慮する。

- ③ 看護面においては、嘱託医、各職種との連携により入所者様の状態の把握に努め、その体調に応じた医療面でのケア及び健康維持に留意する。

夜間看護体制については、嘱託医、協力医療機関との連携、及び夜勤職員との連携を図っていく。

- ④ 痰の吸引・胃ろうによる経管栄養の実施にあたっては、看護職員と介護職員が連携・協働して行う。介護職員が喀痰吸引等研修に積極的に参加できる環境を整え、その実施にあたっては安全確保のための体制を整備する。

- ⑤ 嘱託医による週2回の往診時に、診察と定期薬の処方を受ける。また、協力医療機関と連携し、必要時には嘱託医より専門医へ紹介、受診付添を行う。

- ⑥ 入所者様の感染予防に努め、普段から消毒、加湿等に細心の注意を払い、環境整備に努める。万一、インフルエンザやノロウイルスなど流行性の感染症が発症した場合は、拡大を防止するため、面会制限やユニット閉鎖等の対応を速やかに行う。

尿路感染を予防するための清潔保持として、入浴のない日は、1日2回陰部洗浄を行う。また、年1回の歯科検診と年2回の口腔機能アセスメントを実施する。

加えて、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による月4回の口腔ケア指導を実施し口腔機能の維持と誤嚥性肺炎予防に努める。

- ⑦ 入所者様が日常生活を営むために必要な身体機能を改善し、また、その減退を防止するため、個別機能訓練計画書を作成し実施する。計画書については定期的に評価と見直しを行う。
- ⑧ 入所者様が日常生活を営むために必要な栄養状態を改善し、また、その減退を防止するため、管理栄養士による栄養ケア計画書を作成し栄養状態の維持、向上を図る。多職種との協働により摂食嚥下に対しても取り組み、定期的に評価、見直しを行う。
- ⑨ 入所者様ができるだけ最期まで食事を続けることができるよう、多職種による個別検討会を定期的に開催し、摂食嚥下評価を行いながら食事の提供方法、食事形態の見直しを行う。
- ⑩ 入所者様で長期入院者が発生した場合、併設ショートステイ及び居宅介護支援事業所との連携を図りながら、空床利用を促進し稼働率を確保する。
- ⑪ 看取り介護の実施においては、嘱託医、各職種との連携により入居者様の状態把握に努め、ご家族の意向にも十分配慮しながら尊厳を支える看取りに努める。

イ 施設サービスの向上

- ① 提出されたヒヤリハット、事故報告書を分析し、再発防止に努める。重大な事故が発生した場合や、同様な事故を繰り返す場合は、速やかに事故後検討会を開催し、再発防止を図る。
- ② 『苦情受付（相談）担当窓口』を設け、入所者様やご家族様からの苦情に迅速に対応し解決を図る。
- ③ 『身体拘束廃止マニュアル』に基づき、入所者様又は他の入所者様の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者様の行動を制限する行為を行わないことを職員に徹底する。また、身体拘束廃止委員会の定例開催を行い、身体拘束廃止に向けての解決策を検討する。
- ④ 専門性を活かせる職場作り
新任職員には入職時研修の他、定期的な業務習得状況の確認を行うと共に、全職員の資質向上を目指して「内部研修」を行い、習得後も本人をサポートできるように担当者を配置する。
認知症介護実践者研修、ユニットリーダー研修の他、関係職員を外部研修に積極的に参加させ、定期的に報告会、伝達講習会を行う。
- ⑤ 施設内会議等の実施
ユニット会議、ユニットリーダー会議、新規入所前会議、退院時受入カンファレンス、サービス担当者会議、入所検討委員会（3ヶ月1回）、老ノ町定例災害・火災避難訓練（年2回）、救命救急講習（年2回）、運営推進会議（2ヶ月毎）
- ⑥ 委員会活動の充実
各委員会の質の向上及び業務改善の一環として、委員会の集約と開催頻度の見直しを行った上で委員会の質を高めながら充実を図る。
- ⑦ 地域との連携体制の強化

近隣市町村や町内会、社協との連携を深め、講習会への参加やネットワーク作りを行う。加えて近隣の小中学校、保育園や幼稚園との交流を推進する。

- ⑧ 積極的にボランティアの受け入れの体制作りを行い、ボランティアの育成を行う。
- ⑨ クラブ活動、レクリエーション、行事等を通じて、入所者様の有する能力を活用し、身体機能の維持を図るための必要な訓練が行えるよう配慮する。

⑩ 主な行事の実施

毎月の入所者誕生会、誕生月個別行事、外出、外食行事等

地域交流(葉山町内の夏祭り、地域清掃、地域行事等への参加)

サークル活動(書道教室月1回、カラオケ月1回をデイサービスセンターと合同開催の他、カラオケルームで月1回の開催)

ボランティアによる慰問(歌謡ショーや三味線など随時)

【年間行事予定表】

1月	新年会	5月	あやめ祭り	9月	敬老会
2月	節分	6月	遠足	10月	芋煮会
3月	ひな祭り	7月	七夕	11月	紅葉狩り
4月	お花見	8月	夏祭り	12月	クリスマス会

(8) デイサービスセンター壱ノ町 (定員 24 名)

通所介護	H25. 5. 13 指定	
介護予防通所介護	H25. 5. 13 指定	

在宅で要支援・要介護認定を受けている利用者に対し、通所形態で各種サービスを提供し、在宅生活継続のための支援、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上を図るとともにその家族の介護負担を軽減する。

画一的なサービスから利用者自身が考え選ぶ機会を拡大し、デイサービスに「また行ってみたい」と思っただけのサービスの提供を行う。

① サービス全体の個別化の継続

複数レクリエーションによる選べることへの喜びの実感
個別入浴

② 生活機能に重点を置いた個別機能訓練の実施

利用者の在宅での生活機能評価の実施
利用者の在宅での生活機能の維持・向上

③ 安全安心なデイサービスと生活支援

利用者一人ひとりの身体・精神状態の把握と簡単な健康管理

デイサービス開始前・後のミーティングを実施し、利用者の状態・状況把握
 利用者の状態をご家族や担当ケアマネジャーへの定期的及び随時報告

④ 多彩な行事や制作活動の推進

毎月の行事開催

サークル活動の継続

制作活動の実施・継続

⑤ 定期的な研修・会議の参加実施

基本的介護技術や知識の維持・向上

デイ会議の実施（月1回）

利用者カンファレンス（月1回・全利用者3か月に1回ごと実施）

⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業

利府町では平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業が実施されることから、利用者のニーズ等を踏まえながら円滑に業務を行っていく。

(9) 吉ノ町介護支援センター（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援	H25.5.13 指定	
特定事業所Ⅱ	H29.1.1 届出	

居宅サービスの内容 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、
 要介護認定等の申請代行、給付管理業務

日常生活を営むのに支障のある高齢者や、障害を持つ方のニーズに合わせ、居宅サービス計画を作成し、利用者が安心して生活できるよう支援を行っていく。計画作成後も関係者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況を把握していく。

- ① 24時間の連絡体制（夜間オンコール体制を含む）を図ると共に、特定事業所加算制度の対象事業所として、より質の高いケアマネジメント提供ができるよう取り組む。さらに、関連市・町との連携、地域福祉サービスに努める。
- ② 宮城県介護支援専門員実務研修のケアマネジメント基礎技術に関する実習生を受け入れる。
- ③ 事業所内会議の実施、外部会議への参加
 支援センター会議（毎週金曜日）、法人内支援センター合同会議
 利府町ケアマネジャー連絡会議、松島町ケアマネジャー連絡会議、
 七ヶ浜町地域ケア会議、多賀城市ケアマネジャー連絡会議、大郷町連絡会議、
 塩釜ケアマネジャーネットワーク、宮城県ケアマネジャー協会塩釜（二市三町）
 支部、各団体の研修（特定事業所、居宅介護支援評価基準で求められた内容）

④ 介護相談会の開催

地域住民の向けに、介護に対する疑問や不安等の解消を図ることを目的に相談会を実施する。

4ヶ月に1回程度、原則第2日曜日（他催事等と重なった場合は翌週日曜日）に開催する。

(10) 塩竈市南部・東部地区地域包括支援センター

地域包括支援センター設置届	H27.2.10 受理	
指定介護予防支援事業所	H27.3.17 指定	

塩竈市と地域包括支援センター業務委託を締結し、包括的支援業務、指定介護予防支援に関する業務、その他の事業について運営を行っていく。

ア 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント業務

塩竈市が行う二次予防事業において把握・選出した二次予防事業対象者に対し適切なケアマネジメントを行い、介護予防や状態が維持・改善できるよう努める。

② 総合相談支援業務

支援を必要とする高齢者への対応、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援を行えるよう各関係機関と連携を図りながら迅速に対応を行っていく。

③ 権利擁護事業

高齢者が地域で安心して尊厳のある生活ができるように、高齢者虐待や消費者被害などの権利侵害の予防や対応を行う。成年後見人制度の活用等柔軟に対応し、各関係機関とも連携を図りながら、権利擁護の必要な支援を行っていく。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実施するために医療機関を含めた関係機関との連絡体制を構築する。

地域の介護支援専門員の日常的業務の円滑な実施を支援するため、地域ケア会議等を実施、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言も行っていく。

イ 指定介護予防支援

介護保険法に基づき、一連のケアマネジメントの流れを丁寧・正確に行えるように、個々のニーズをしっかりと把握し、利用者が安心して生活ができるよう支援する。

ウ 生活支援体制整備事業

センター内に生活支援コーディネーターを配置、第2層協議体を設置運営、地域関係者と関わりながら、地域の支え合い体制づくりを推進していく。

エ 認知症地域支援施策推進事業

センター内に認知症地域支援推進員の配置、認知症に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携を取りながら、早期対応を行っていく。

オ その他の事業

- ① 介護予防普及啓発事業
- ② 認知症予防施策事業

カ 事業所内会議の実施、外部会議への参加

包括支援センター会議（毎日の申し送りを含む）
塩竈市事業者連絡会・塩竈市介護支援専門員研修会等

キ 外部研修への参加

- ① 宮城県の定める介護支援専門員研修体系への参加
- ② 塩竈市主催の研修参加

ク 包括支援センターの体制

- ① 医療機関との連携
- ② 塩竈市、他包括支援センター、関係機関との連携
- ③ 24時間連絡体制の確保（夜間オンコール体制を含む）
- ④ 三職種（看護師（保健師）、社会福祉士、主任介護支援専門員）の連携

(11) 各施設・事業所 共通事項

① 栄養管理

入居者、利用者の状況把握と共に、栄養士の管理の下でバランスのとれた食事の提供を行う。随時のアンケートを実施し、ご意見・ご要望を基に食べる喜びを味わっていただける取り組みを行う。

② 災害対応等（安全管理）

災害避難訓練を年2回以上実施する。その際、地震対策、夜間における災害等も想定した訓練も考慮する。ほかに災害直後の避難所運営の訓練として、炊き出し訓練も行う。

災害に備えた災害対策マニュアル、BCP計画を充実させ、備蓄品等を整備し、事業継続を可能とする体制づくりを行う。

また、施設間の災害時協力体制、災害協力事業所等との協力体制を強化する。

- ・ 災害時相互支援協定の締結（宮城県老人福祉施設協議会「石巻・黒川地区」）に伴う宮城県老人福祉施設協議会で研修会や訓練が行う（予定）。
- ・ 事業継続計画の作成、防災士の養成
- ・ 災害時における福祉避難所の施設利用としての協定締結（多賀城市、利府町）

③ 事故防止

介護事故発生の防止等に取り組むにあたって「事故防止検討委員会」を設置。2か月毎の定例及び必要時には随時委員会を開催し、介護事故を未然に防止すると共にサービスの質の向上に取り組む。

なお、重篤な事故発生時には、関係市町村へ事故報告書を速やかに提出し対応していく。

④ 苦情処理

利用者からの苦情に対して適切な対応を行うため「苦情対応規程」を定めている。体制として苦情解決責任者を置き、利用者の権利擁護や事業の迅速な改善など、苦情の申し出をしやすくするため苦情受付担当者を置いている。また、苦情を客観的に捉え適切に処理するため第三者委員を選任している。

引き続き「苦情対策委員会」を開催し、サービスの質や信頼性の向上に繋がる取り組みも行う。

⑤ 各種委員会の設置及び研修の実施

全体会議、リーダー会議の開催の他、上記以外の各種委員会の開催により、業務改善、事業所間連携に努める。

⑥ 行事

年間 夏祭り、敬老会

随時 季節に合わせての伝統行事

ボランティア等によるコーラス、民謡、マジック、音楽会等

周辺の保育園、幼稚園、小中高等学校、大学による音楽会等

⑦ クラブ活動

手芸、習字、墨絵、園芸、カラオケ、民謡、コーラス 等

4. 職員の処遇等

(1) 職員の配置

各施設・事業所においては、介護サービス事業等の指定基準に応じた又は基準以上の従業者（職員）を配置していく。

(2) 健康管理

衛生委員会を中心として、年1回の健康診断の実施、夜勤従事職員及び介護職員の年2回の健康診断、腰痛検査の実施を行う。

「心の健康づくり計画及びストレスチェック実施計画」により職員の心の健康づくり活動を具体的に推進する。

(3) 労務管理

職員の健康確保の面から、労働時間の適正な把握、適正な労働時間の管理に努める。

通常勤務内の業務終了に向け、労使ともに努力し、賃金不払残業（サービス残業）、長時間労働の撲滅を目指す。

(4) 新人事制度への取り組み（継続）

人材育成、賃金処遇、人事考課を一体とした、新人事制度の導入を図る。

- ・新給与制度（体系）の導入

職員の技能・経験に応じた賃金体系

- ・人事評価制度の見直し

共通評価と部門毎業務評価に基づく評価項目の見直し、周知

(5) 介護職員処遇改善（報酬改定）への対応

新年度の福祉・介護職員処遇改善加算におけるキャリアパス要件に対応するため、前記新人事制度の導入を行う。

介護職員への処遇改善にあたっては、定例給与への組み込み及び特別手当等で対応していく。

(6) 研修

- ・各種委員会による内部研修会の実施（研修委員会による年間計画の策定）
（苦情対策、事故防止検討、身体拘束廃止、感染症対策、防火・災害対策 他）
- ・マニュアル見直し・検討後の研修実施
- ・外部講師による各種研修の実施
- ・宮城県、社協、老協等主催の外部研修会参加
（各種サービス体制の確保、職員のスキルアップ等）積極参加
- ・介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得に向けた配慮、援助の実施

(7) 福利厚生（退職共済制度）

社団法人宮城県民間社会福祉振興会退職共済制度及び同第二退職共済制度の定めによる加入を行い、働き甲斐のある環境、退職時の待遇改善を図っていく。

(8) 介護職員資格取得支援制度の実施

介護職員不足への対応、既存在職職員の上位資格取得への支援を目的とし、資格取得支援制度を引き続き実施する。

実施に当たっては、人材育成等に係る教育訓練、キャリアアップに関する助成金を最大限有効に活用していく。

5. 実習生の受入

社会的人材の育成及び実習受入を通して職員の資質向上を図るため、積極的に実習生の受入を行う。

- (1) 専門学校生等の介護実習
- (2) 支援高等学校の職場体験実習
- (3) 大学教育実習における介護体験の受け入れ
- (4) 介護職員初任者研修等外部事業者の実習受入
- (5) 介護支援専門員実務研修実習受け入れ 等

6. 施設運営

- (1) 諸規程の見直し、整備
- (2) 各種マニュアルの見直し、整備
- (3) 情報公表制度への取り組み
- (4) 苦情処理への取り組みと第三者委員との連携
- (5) 施設周辺環境美化、各種保守点検の外部委託

7. 中期事業計画等の進捗管理

平成27年3月に平成27年4月から平成31年3月までの5カ年の中期事業計画を策定しているが、その進捗状況を確認していく。

以 上